

[3] 添 付 書 類

(1) 決 算 報 告 書	171
(2) 事 業 報 告 書	179
(3) 監 査 報 告	219
(4) 会 計 監 査 報 告	227

(1) 決算報告書

令和元年度決算報告書

(単位：円)

区分	一般勘定(情報セキュリティ業務)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	3,561,586,000	3,561,586,000	-	
国庫補助金	840,745,000	523,164,059	△ 317,580,941	注1-1
受託収入	586,505,000	336,542,875	△ 249,962,125	注1-2
業務収入	2,052,169,000	2,042,512,247	△ 9,656,753	注2-1
その他収入	151,000	13,686,690	13,535,690	注1-3
計	7,041,156,000	6,477,491,871	△ 563,664,129	
支出				
業務経費				
試験業務経費				
情報処理推進事業経費	6,911,651,000	5,710,998,793	△ 1,200,652,207	注1-4、注2-2
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出張業務費	-	-	-	
受託経費	586,505,000	336,542,875	△ 249,962,125	注1-5
一般管理費	-	-	-	
計	7,498,156,000	6,047,541,668	△ 1,450,614,332	

区分	一般勘定(IT人材育成業務)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	673,279,000	673,279,000	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
その他収入	-	43,764	43,764	注1-3
計	673,279,000	673,322,764	43,764	
支出				
業務経費				
試験業務経費				
情報処理推進事業経費	673,279,000	730,893,966	57,614,966	注1-6、注2-2
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出張業務費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	673,279,000	730,893,966	57,614,966	

区 分	一般勘定 (社会基盤業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	1,376,948,000	1,376,948,000	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	156,254,000	105,293,074	△ 50,960,926	注1-2
業務収入	3,701,000	4,081,968	380,968	注1-7
その他収入	-	14,422,256	14,422,256	注1-3
計	1,536,903,000	1,500,745,298	△ 36,157,702	
支 出				
業務経費	1,832,649,000	1,071,596,643	△ 761,052,357	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	1,832,649,000	1,071,596,643	△ 761,052,357	注1-8、注2-2
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出資業務経費	-	-	-	
受託経費	156,254,000	105,293,074	△ 50,960,926	注1-5
一般管理費	-	-	-	
計	1,988,903,000	1,176,889,717	△ 812,013,283	

区 分	一般勘定 (債務保証業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	1,000,000	596,183	△ 403,817	注1-9
その他収入	3,038,000	4,661,695	1,623,695	注1-3
計	4,038,000	5,257,878	1,219,878	
支 出				
業務経費	4,038,000	6,953	△ 4,031,047	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	-	-	-	
債務保証業務経費	4,038,000	6,953	△ 4,031,047	注1-10
地域事業出資業務経費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	4,038,000	6,953	△ 4,031,047	

(単位：円)

区分	一般勘定 (法人共通業務)			備考
	予算額	決算額	差額	
収入				
運営費交付金	915,576,000	915,576,000	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
その他収入	-	1,221,539	1,221,539	注1-3
計	915,576,000	916,797,539	1,221,539	
支出				
業務経費	-	-	-	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	-	-	-	
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出資業務経費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	915,576,000	916,212,758	636,758	注2-3
計	915,576,000	916,212,758	636,758	

区分	一般勘定 (合計)			備考
	予算額	決算額	差額	
収入				
運営費交付金	6,527,389,000	6,527,389,000	-	
国庫補助金	840,745,000	523,164,059	△ 317,580,941	注1-1
受託収入	742,759,000	441,835,949	△ 300,923,051	注1-2
業務収入	2,056,870,000	2,047,190,398	△ 9,679,602	注2-1
その他収入	3,189,000	34,035,944	30,846,944	注1-3
計	10,170,952,000	9,573,615,350	△ 597,336,650	
支出				
業務経費	9,421,617,000	7,513,489,402	△ 1,908,120,645	注1-4、注2-2
試験業務経費	-	-	-	注1-5
情報処理推進事業経費	9,417,579,000	7,513,489,402	△ 1,904,089,598	注1-4、注2-2
債務保証業務経費	4,038,000	6,953	△ 4,031,047	注1-10
地域事業出資業務経費	-	-	-	
受託経費	742,759,000	441,835,949	△ 300,923,051	注1-5
一般管理費	915,576,000	916,212,758	636,758	注2-3
計	11,079,952,000	8,871,545,062	△ 2,208,406,938	

(単位：円)

区 分	試験勘定 (情報処理技術者試験業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	3,286,636,000	3,938,679,700	652,043,700	注1-12
その他収入	2,612,000	3,343,733	731,733	注1-13
計	3,289,248,000	3,942,023,433	652,775,433	
支 出				
業務経費	3,181,361,000	3,681,230,711	499,869,711	499,869,711
試験業務経費				
情報処理推進事業経費				
債務保証業務経費				
地域事業出資業務費				
受託経費	-	-	-	
一般管理費	194,862,000	258,350,623	63,488,623	注1-11、注2-5
計	3,376,223,000	3,939,581,334	563,358,334	

区 分	事業化勘定 (戦略的ソフトウェア開発業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
その他収入	100	100	-	
計	100	100	-	
支 出				
業務経費	-	-	-	
試験業務経費				
情報処理推進事業経費				
債務保証業務経費				
地域事業出資業務費				
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	-	-	-	

(単位：円)

区分	地域事業出資業務勘定(地域事業出資業務)		備考
	予算額	決算額	
収入			
運営費交付金	-	-	
国庫補助金	-	-	
受託収入	-	-	
業務収入	-	-	
その他収入	4,003,500	5,200,000	注1-15
計	4,003,500	1,196,500	
支出			
業務経費	-	-	
試験業務経費	-	-	
情報処理推進事業経費	-	-	
債務保証業務経費	-	-	
地域事業出資業務経費	-	-	
受託経費	-	-	
一般管理費	-	-	
計	-	-	

(単位：円)

区分	法人合計		備考
	予算額	決算額	
収入			
運営費交付金	6,527,389,000	6,527,389,000	
国庫補助金	840,745,000	523,164,059	注1-1
受託収入	742,759,000	441,835,949	注1-2
業務収入	5,343,506,000	5,985,870,098	注1-12、注2-1
その他収入	9,804,600	42,579,777	注1-3、注2-6
計	13,464,203,600	13,520,838,883	
支出			
業務経費	12,602,978,000	11,194,727,066	
試験業務経費	3,181,361,000	3,681,230,711	注1-14、注2-4
情報処理推進事業経費	9,417,579,000	7,513,489,402	注1-4、注2-2
債務保証業務経費	4,038,000	6,953	注1-10
地域事業出資業務経費	-	-	
受託経費	742,759,000	441,835,949	注1-5
一般管理費	1,110,438,000	1,174,563,381	注1-11、注2-7
計	14,456,175,000	12,811,126,396	

決算報告書の説明

- (1) 区分は、年度計画に記載されている予算区分であります。
- (2) 予算額は、当該年度の年度計画に記載されている予算金額であります。なお、年度計画の変更により予算額に変更があったため、変更後の金額を予算額としております。
- (3) 決算額は、収入については現金預金の収入額に期末の未収金額等を加減算し、支出については現金預金の支出額に期末の未払金額等を加減算したものを記載しております。
- (4) 予算額と決算額との差額について
- (注1-1) 国庫補助金収入の減少は、補助事業の計画額に比べ、実績額が少なかったこと及び一部業務が翌年度へ繰越となったものであります。
 - (注1-2) 受託収入の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるものであります。
 - (注1-3) その他収入の増加は、雑収入の受入が主なものであります。
 - (注1-4) 情報処理推進事業経費の減少は、補助事業の事業費及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったものであります。
 - (注1-5) 受託経費の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるものであります。
 - (注1-6) 情報処理推進事業経費の増加は、前年度から繰越した複数年度の収益化基準による業務費を執行したことに伴うものであります。
 - (注1-7) 業務収入の増加は、プログラム普及収入の増によるものであります。
 - (注1-8) 情報処理推進事業経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったものであります。
 - (注1-9) 業務収入の減少は、信用保証料の減によるものであります。
 - (注1-10) 債務保証業務経費の減少は、債務保証業務にかかる経費の節減によるものであります。
 - (注1-11) 一般管理費の増加は、人件費の増によるものであります。
 - (注1-12) 業務収入の増加は、試験手数料収入の増によるものであります。
 - (注1-13) その他収入の増加は、連用収入の増に伴う費用の増によるものであります。
 - (注1-14) 試験業務経費の増加は、試験受験者の増加に伴う費用の増によるものであります。
 - (注1-15) その他収入の増加は、受取当金の受入によるものであります。
- (5) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の主な相違について
- (注2-1) 業務収入には、プログラム譲渡債権の回収額を加えております。
 - (注2-2) 情報処理推進事業経費には、固定資産取得得額及び法人税等を加え、減価償却費を除いております。
 - (注2-3) 一般管理費には、固定資産取得得額、支払リース料を加え、減価償却費及び退職給付費用等を除いております。
 - (注2-4) 試験業務経費には、固定資産取得得額及び法人税等を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
 - (注2-5) 一般管理費には、退職金支給額、賞与支給額及び支払リース料等を加えております。
 - (注2-6) その他収入からは、関係会社株式評価益を除いております。
 - (注2-7) 一般管理費には、固定資産取得得額、支払リース料、退職金支給額等を加え、減価償却費及び退職給付費用等を除いております。

(2) 事業報告書

1. 法人の長によるメッセージ	181
2. 法人の目的、業務内容	182
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	183
4. 中期目標	184
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	186
6. 中期計画及び年度計画	186
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	190
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	193
9. 業績の適正な評価の前提情報	195
10. 業務の成果と使用した資源との対比	199
11. 予算と決算との対比	202
12. 財務諸表	202
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	205
14. 内部統制の運用に関する情報	206
15. 法人の基本情報	207
16. 参考情報	213

1. 法人の長によるメッセージ

2019年12月に令和元年法律第67号として可決された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、2020年5月から施行されています。

第一条となる本法律の目的規定には、「情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と明記されています。改正前の第一条での記述は「情報化社会の要請にこたえ」となっており、この法律がコンピューターやインターネットの普及による第3次産業革命の進展を見据えて施行されていたことが伺えます。

これまでの「情報化社会の実現」から、デジタル技術やデータの力で経済発展と社会的課題の解決をとともに成し遂げ豊かさを享受する世界を目指す、「Society 5.0」の実現へ。時代の流れとともに法の目的も変わり、独立行政法人情報処理推進機構（Information-technology Promotion Agency: 以下「IPA」）の業務にも、従来の責務に加え、さらなる広がりが求められることになりました。

新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策を強化する、情報セキュリティ業務。高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取り組みを強化する、IT人材育成業務と情報処理技術者試験業務。ICTに関する新しい流れを常に捉えて発信していく機能を強化する、社会基盤業務。そんな各分野での事業の進捗を通じて、国民へのサービス向上・業務運営の効率化・財務内容改善を念頭に置きながら、IPAは第四期中期計画の目標達成に向けた歩みを着実に進めています。今後、デジタル技術でビジネスモデルや働き方を変える「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」の推進や、安全性を確保しながら社会全体で「データ連携・共有の基盤づくり」を進める官民学が連携しての取り組みなども、さらに加速していきます。

IPAのミッションは、企業と国民の皆さんに安心してITを使うための「道しるべ」を提供し、新技術を究め使いこなす「人材」を育成し、人と情報が集まり革新を起こす「場」を提供することだと考えています。

誰もが安心してITを使いこなせる環境を整え、ITの恩恵を享受してより豊かで便利な生活ができるように。その真摯な思いを忘れることなく、これからも「頼れるIT社会」の実現を目指して、さまざまな事業に力を尽くしてまいります。

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

IPA は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としております。(情報処理の促進に関する法律第 40 条)

(2) 業務内容

IPA は、情報処理の促進に関する法律第 40 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

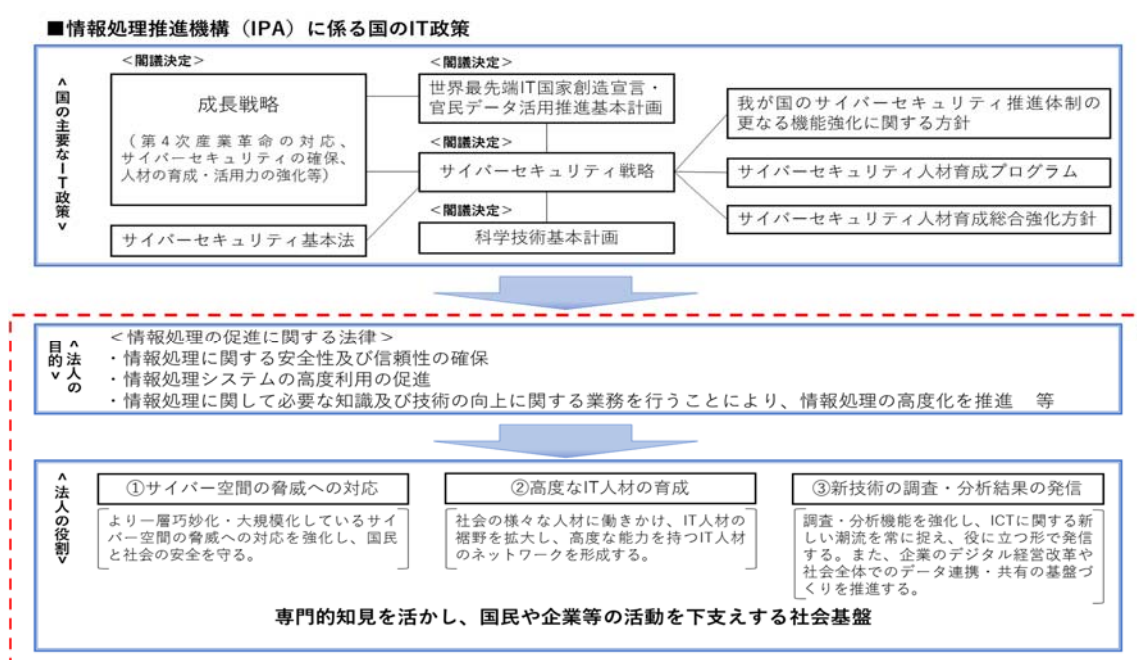
- i) 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム(事業活動に広く用いられるものに限る。)であって、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。
- ii) i)に記載する業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。
- iii) 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- iv) 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- v) 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
- vi) サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。
- vii) 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。
- viii) 各省各庁の長(財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。)又は事業者(情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。)の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。
- ix) 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行うこと。
- x) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 17 条に規定する業務を行うこと。
- xi) 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 46 条に規定する業務を行うこと。
- xii) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法

- 律第 40 号)第 8 条第 3 項に規定する業務を行うこと。
- xiii)産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 77 条に規定する業務を行うこと。
- xiv)生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)第 28 条第 1 項から第 4 項までに規定する業務を行うこと。
- xv)前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- xvi)中小企業等経営強化法第 70 条第 1 項各号に掲げる業務を行うこと。
- xvii)支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第 30 条第 1 項の規定による事務を行う。
- xvi) vii)に記載する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

注 上記業務のうち「iii」「iv」の債務保証事業につきましては、平成 18 年 12 月の「独立行政法人情報処理推進機構の組織・業務全般の見直しについて」(経済産業省)及び平成 21 年 11 月に行われました行政刷新会議事業仕分けの評価結果等を踏まえ、平成 22 年 3 月をもって新規引き受けを終了し、事業を廃止いたしました。なお、現在保証中のものが完済するまでは、それらの管理業務を継続していきます。

3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)

国の主要な IT 政策に基づく法人の目的、役割が IPA 第四期中期目標の中で下記の通り示されています。



4. 中期目標

(1) 概要

IPAは、情報処理の促進に関する法律(以下「情促法」という。)に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としています。

IPAを取り巻くICT(情報通信技術)社会の現状に目を向けると、近年、IoT、ビッグデータ(BD)、人工知能(AI)等の実用化に伴う第4次産業革命と呼ばれる産業構造の転換が世界規模で進みつつあり、今後、技術革新のスピードや、それに伴う社会経済情勢の変化がより一層加速していくことが見込まれます。そのため、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す「Society5.0」の実現に向けて、サイバーセキュリティ対策、IT人材の確保・育成、新たな技術の社会実装といった取組がますます重要となります。

その中でIPAには、情報セキュリティ対策や時代を切り拓くIT人材の確保・育成の取組強化により、世界最高水準のICT利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活の実現に貢献するとともに、IoT/BD/AI時代の到来がもたらす社会経済情勢の急激な変化を、社会のあらゆる層が有効かつ安全に活用できるよう、常に最先端の技術動向をキャッチし、それらを役立つ形で発信して、ICTに関する社会基盤整備に貢献し続ける、社会全体の公器として親しまれる機関へ更に進化するよう、以下のミッションを遂行することが求められています。

- ① より一層高度化・巧妙化・大規模化しているサイバー空間の脅威への対応を強化し、国民と社会の安全を守る。
- ② 社会の様々な人材に働きかけ、IT人材の裾野を拡大し、高度な能力を持つIT人材のネットワークを形成する。
- ③ 調査・分析機能を強化し、ICTに関する新しい潮流を常に捉え、役に立つ形で発信する。

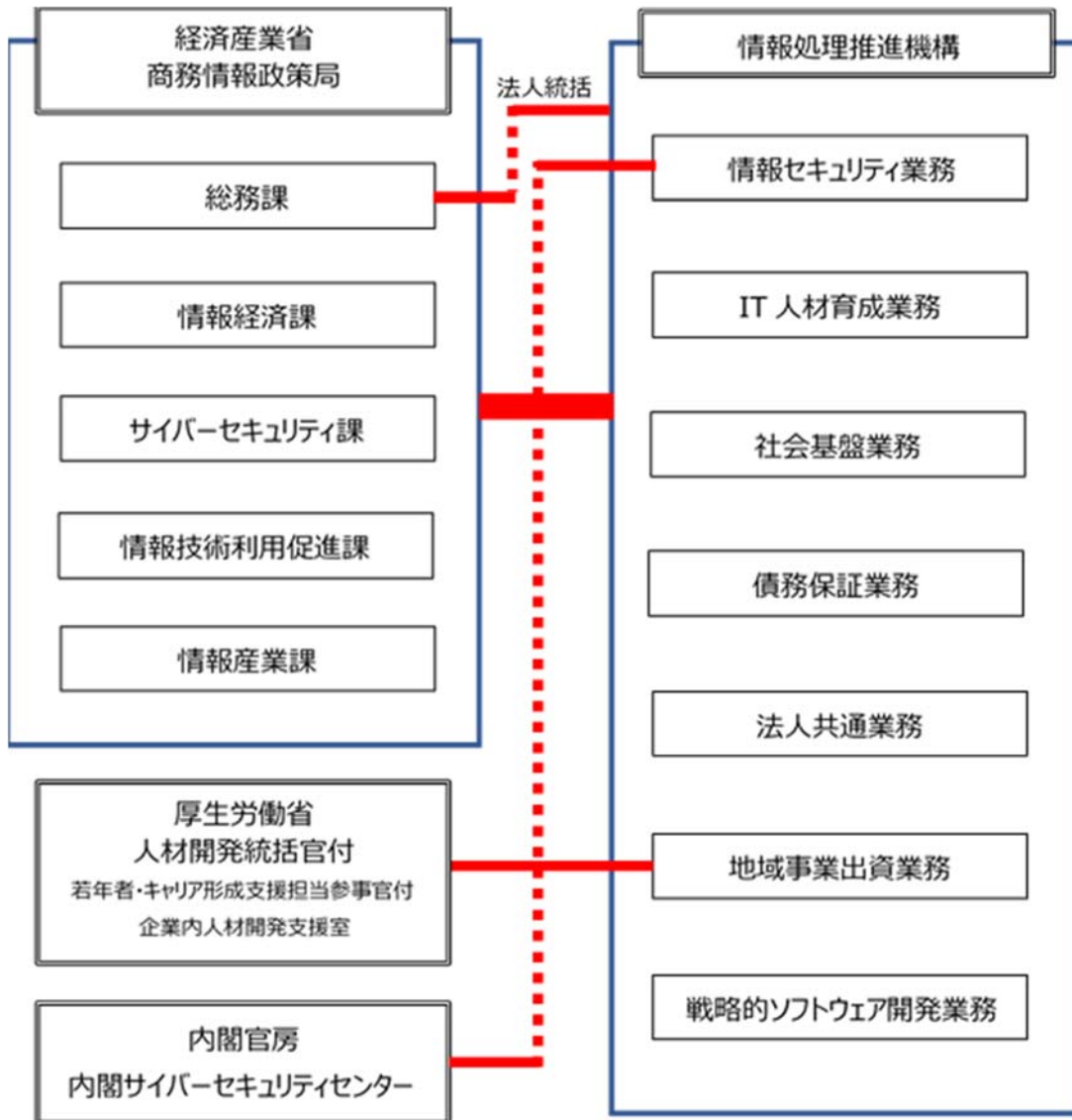
詳細につきましては、第四期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、IPAの各々の業務内容を基にしており、全部で8つに区分しております。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから4つに区分しており、これらの関係は次の通りです。

一定の事業等のまとめ(セグメント区分)	勘定区分
情報セキュリティ業務	一般勘定
IT 人材育成業務	
社会基盤業務	
債務保証業務	
法人共通業務	
情報処理技術者試験業務	試験勘定
戦略的ソフトウェア開発業務	事業化勘定
地域事業出資業務	地域事業出資業務勘定

(3) 政策実施体系



5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【運営基本理念】

IPAは「頼れるIT社会」の実現を目指します。

【運営方針(ビジョン)】

国民のだれもがITのメリットを実感し、享受できる社会の実現を目指し、ソフトウェア及び情報システムの安全性・信頼性の向上や優れたIT人材の育成を通じ、我が国のIT戦略を推進します。

【ミッション】

「頼れるIT社会」の実現・・・「安全」、「安心」、「信頼」

ミッション1 暮らしと社会を支えるITの安全性・信頼性の向上

ミッション2 IT社会を支える時代に即したIT人材の育成

ミッション3 グローバル社会をリードするIT立国実現への貢献

【倫理指針及び行動指針】

国民から信頼される組織であり続けるために、役員及び職員の一人ひとりが法令を遵守し、誠実に行動します。

【倫理規範及び行動規範】

マインド ITの専門家として、国民視点で質の高いサービスを提供する。

スピード 社会のニーズを的確に捉え、迅速かつ正確に行動する。

チャレンジ 柔軟な発想で、新しいことに積極的に挑戦する。

チームワーク 情報を共有し、互いに協力しながら、責任を持って行動する。

6. 中期計画及び年度計画

第四期中期計画(平成30年4月～令和5年3月)に掲げる項目及びその主な内容と令和元年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第四期中期計画及び年度計画をご覧ください。

(注1)ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2)評価比率の小さな項目については、指標等の表示は省略しています。

第四期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
I. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上	
1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化	
<情報セキュリティ業務>	
(1)サイバー攻撃等に関する情報収集、分析、提供、共有 ✓情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した企業数(500社以上) ✓相談窓口等との連携組織数(毎年度拡大)	✓情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数(100社以上) ✓相談窓口等との連携組織数(毎年度拡大)
(2)重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化 ✓人材育成プログラム受講者数(延べ500名) ✓人材育成プログラム受講者による企業や産業における企画・提案等の取組実施数(延べ500件)	✓人材育成プログラム受講者数(100名) ✓人材育成プログラム受講者による企業や産業における企画・提案等の取組実施数(100件)
(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析	
(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供 ✓自己宣言制度に参加する中小企業数(3大都市圏を除く36道県にて70,000社以上) ✓ガイドライン等の累計普及数(250,000件以上) ✓ガイドライン等の役立ち度 (ガイドライン等に対する役立ち度上位2つの評価の割合が3分の2以上(4段階評価))	✓「SECURITY ACTION 制度」を通じてセキュリティ対策取組段階のステップアップを行った中小企業数(500社以上) ✓ガイドライン等の累計普及数(50,000件以上) ✓ガイドライン等に対する役立ち度 (4段階評価で上位2つの評価の割合が3分の2以上)
(5)IT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施	
(6)暗号技術の調査・評価	
(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等	
2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取り組みの強化	
<IT人材育成業務>	
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供 ✓未踏事業修了生による新たな社会価値創出数(延べ50件) ✓セキュリティ・キャンプ修了生によるイベント講師等の実績数(延べ225名)	✓未踏関連事業修了生による新たな社会価値創出数(10件) ✓未踏ターゲット事業プロジェクト実施者による次世代イノベーション創出に向けた取組数(プロジェクト実施数の3割) ✓セキュリティ・キャンプ修了生によるイベント講師等の実績数(45名)

(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の裾野の拡大	
<情報処理技術者試験業務>	
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供(再掲) ✓情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関する業務遂行割合(75%以上)	✓情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関する業務遂行割合(45%以上)
(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の裾野の拡大(再掲) ✓情報処理技術者試験制度の活用割合(55%以上)	✓情報処理技術者試験制度の活用割合(55%以上)
3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化	
<社会基盤業務>	
(1)ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信 ✓白書及び調査等の報告書の普及件数(年間平均 159,661件)	✓白書及び調査等の報告書の普及件数(年間平均 159,661件)
(2)ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信 ✓指針やガイドラインの役立ち度(第三期中期目標期間の年間平均値以上の普及数,4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上) ✓ITスキル標準に関する情報アクセス数(平均アクセス数 29,269件) ✓DX推進指標による自己診断実施組織数(600組織以上) ✓アーキテクチャ設計に関する機能の強化(アーキテクチャ設計の推進)	✓指針やガイドラインの役立ち度(第三期中期目標期間の年間平均値以上の普及数,4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上) ✓ITスキル標準に関する情報アクセス数(平均アクセス数 29,269件)
(3)海外機関との連携の促進	
II. 業務運営の効率化に関する事項	
<法人共通業務>	
(1)組織運営及び業務運営の効率化	
(2)業務経費等の効率化 ✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)	✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)
(3)人件費管理の適正化	
(4)調達合理化	
(5)業務の電子化等による業務運営の効率化	

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
＜法人共通業務＞	
(1) 運営費交付金の適正化	
(2) 自己収入の拡大	
＜情報処理技術者試験業務＞	
(3) 試験勘定の採算性の確保	
＜地域事業出資業務＞	
(4) 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	
＜債務保証業務＞	
(5) 債務保証管理業務	
Ⅳ. その他の事項	
＜法人共通業務＞	
(1) 施設及び設備に関する計画 なし	なし
(2) 職員の人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人員体制の増強 ✓ 必要な専門性を有し視野の広い人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業や組織の見直しに合わせた人員体制の整備等 ✓ 研修の実施
(3) 中期目標期間を超える債務負担	
(4) その他独立行政法人通則法第 29 条に規定する中期目標を達成するために必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部統制の充実・強化 ✓ 機構における情報セキュリティの確保 ✓ 戦略的広報の推進(機構の情報を継続的に受け取る登録者 60,000 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部統制の充実・強化 ✓ 機構における情報セキュリティの確保 ✓ 戦略的広報の推進(機構の情報を継続的に受け取る登録者 12,000 人)

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

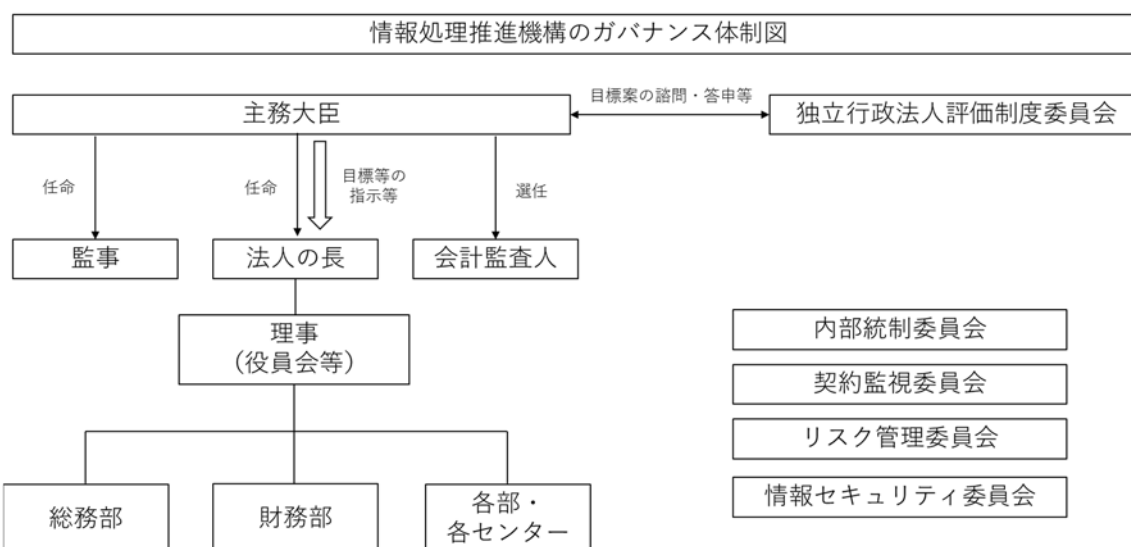
(1) ガバナンスの状況

① ガバナンス体制図

IPAにおけるガバナンスの体制は次のとおりです。

内部統制の目的は、IPAの役職員の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会などの委員会を設け、定期的なモニタリング等を実施しております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

令和2年3月31日現在

役職	氏名	任期	経歴
理事長	富田 達夫	自:平成30年4月1日 至:令和5年3月31日	昭和48年12月 富士通株式会社 入社 平成17年10月 同社 経営執行役(兼)モバイルフォン事業本部長 平成19年6月 同社 経営執行役常務(兼)システムプロダクトビジネスグループ長 平成20年6月 同社 取締役副社長(プロダクトビジネスグループ担当) (兼)ユビキタスプロダクトビジネスグループ長 平成21年6月 同社 代表取締役副社長(兼)プロダクトビジネスグループ担当 平成22年4月 株式会社富士通研究所 代表取締役社長 平成26年4月 同社 取締役会長 平成28年1月 独立行政法人情報処理推進機構 理事長
理事	江口 純一	自:平成30年4月1日 至:令和2年3月31日	平成2年4月 通商産業省 入省 平成23年7月 経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室長 平成24年4月 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課長 平成26年7月 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 東京電力福島第一原子力発電所事故汚染水対策官 平成28年4月 独立行政法人情報処理推進機構 参事 (兼)技術本部 セキュリティセンター長 平成30年3月 経済産業省退職(役員出向)
理事	奥村 明俊	自:令和2年1月5日 至:令和4年1月4日	昭和61年4月 日本電気株式会社 入社 平成12年4月 同社 <コーポレート> 情報通信メディア研究本部研究マネージャー 平成13年10月 同社 マルチメディア研究所研究部長 平成16年1月 同社 <R&Dユニット>中央研究所メディア情報研究所研究部長 平成18年7月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所メディア情報研究所研究統括マネージャー 平成21年10月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所共通基盤ソフトウェア研究所 エグゼクティブエキスパート 平成22年4月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所情報・メディアプロセッシング研究所 エグゼクティブエキスパート 平成23年7月 株式会社NEC情報システムズ 執行役員 平成29年4月 NECソリューションイノベータ株式会社 執行役員
監事	竹田 進亮	自:平成30年6月29日 至:※	昭和52年4月 株式会社富士銀行 入行 平成17年4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員ITグループ長 平成21年5月 同社 常務執行役員IT本部副本部長 平成22年4月 みずほ情報総研株式会社 専務執行役員 平成22年6月 同社 専務取締役
監事 (非常勤)	宮地 充子	自:平成30年6月29日 至:※	平成2年4月 松下電器産業株式会社 入社 平成10年12月 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科准教授 平成19年4月 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授(現職) 平成27年10月 大阪大学大学院工学研究科教授(現職) 平成28年1月 独立行政法人情報処理推進機構 監事(非常勤)

※中期目標期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名または名称

太陽有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末において 274 名(前期末 241 名)であり、平均年齢は 45.5 歳(前期末 45.2 歳)となっております。このうち、国等からの出向者は 19 人、民間からの出向者は 80 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度に完成した主要な施設等
該当事項はありません。
- ② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度に処分した主要な施設等
該当事項はありません。

(5) 純資産の状況

- ① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	20,355	-	359	19,996
資本金合計	20,355	-	359	19,996

- ② 目的積立金の申請状況、取崩内容等
該当事項はありません。

(6) 財源の状況

- ① 財源の内訳(運営費交付金、補助金、自己収入など)

令和元年度の法人単位の収入決算額は 15,081 百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	期首残高	構成比率
運営費交付金収益	6,247	41.4%
業務収入	6,428	42.6%
補助金等収益	523	3.5%
寄附金収益	23	0.2%
資産見返負債戻入益	1,595	10.6%
引当金見返に係る収益	172	1.1%
財務収益	7	0.0%
雑益	87	0.6%
合計	15,081	100.0%

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 自己収入に関する説明

IPAにおける自己収入として、業務収入、寄付金収益などがあります。

収入全体の4割を占める業務収入の内訳は、サイバーセキュリティに関する事業のセキュリティ業務収入 2,021 百万円、受託事業収入 442 百万円及び情報処理技術者試験の試験手数料等収入 3,939 百万円などとなっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

IPAでは、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を公表するとともに、具体的な措置を定める実施計画を公表しています。

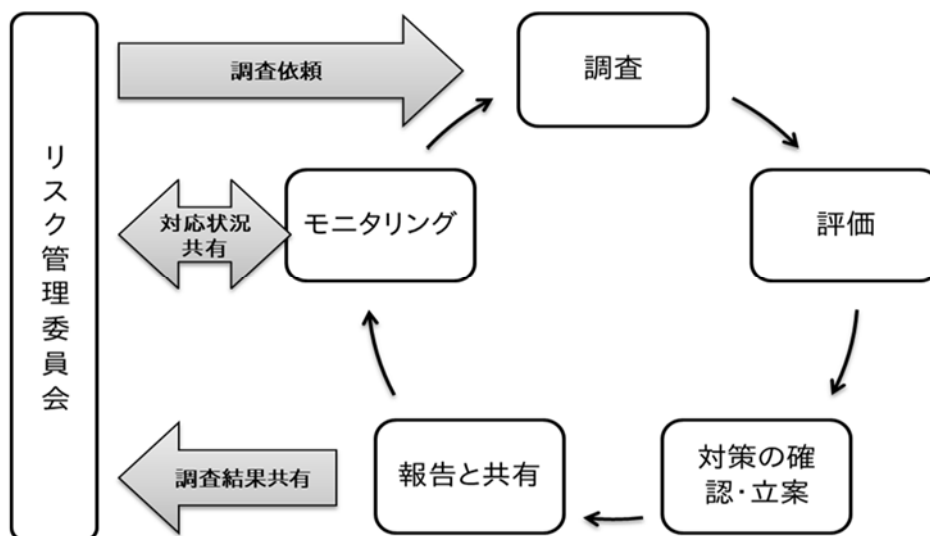
なお、詳細につきましては、温室効果ガス排出抑制等に関する取り組みをご参照ください。

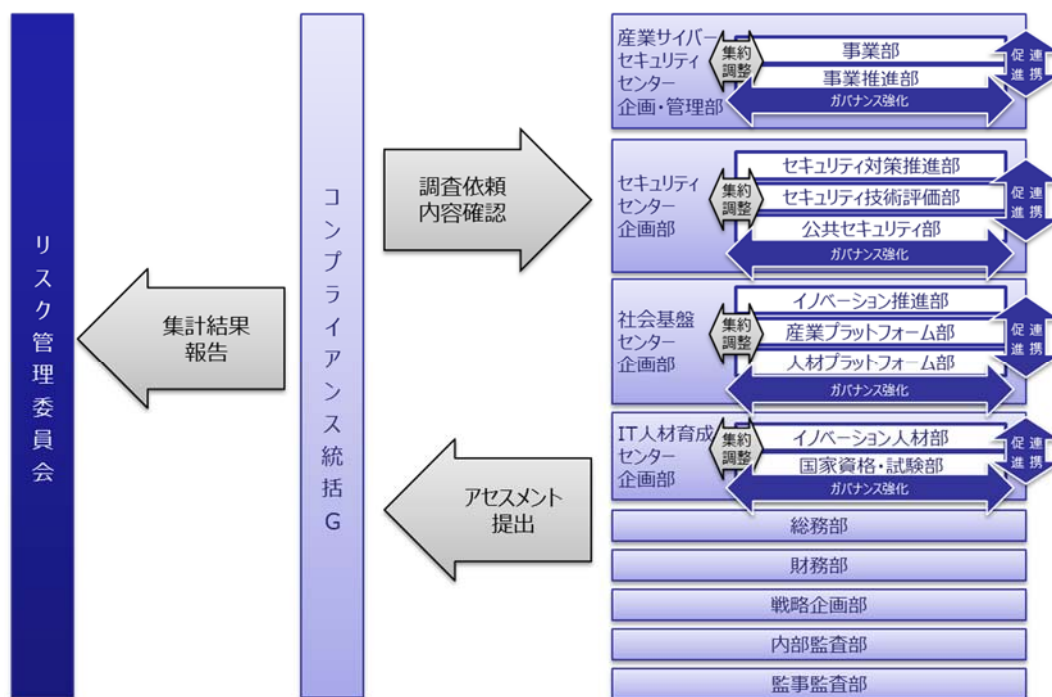
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

IPAは、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備しています。(業務方法書第35条)

IPAにおけるリスク管理のプロセスは次のとおりです。





令和元年度は、各部・各センターにてリスクを新たに洗い出し、リスクが発生する可能性(頻度)やリスクが発生した場合の影響度をもとに優先して対応すべきリスクを絞り込み、「各センター等管理対象」として管理しています。それらのリスクについては、四半期ごとのリスク管理委員会にて対応状況の報告を求め、モニタリングを行うことで部署ごとに抱えるリスクの共有により、他部署における新たなリスクの気付きに寄与しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の重要な課題・リスク及び、その調査状況や対応状況は、次のとおりです。

[適切な労務管理及び効率的な業務遂行]

労務管理の観点から、超過勤務時間管理とメンタルヘルスクアを重点的に実施しています。特に超過勤務時間管理に関しては、法改正により平成 31 年 4 月から時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、長時間労働削減への対策の継続的な要請に加え、役員による部門長へのヒアリングを定期的を実施するなど、組織一体での取組みを推進しています。

[事業の継続的遂行]

事業継続の観点から、「テレワーク・デイズ 2019」の実施期間(2019 年 8 月 7 日～9 月 6 日)においては、リモートデスクトップ環境を活用して、管理職を中心としたテレワークを実施しました。その実績を、新型コロナウイルス感染防止に向けての在宅勤務の導入検討に活かし、全職員の在宅勤務が可能なシステム環境の整備を迅速に推進しました。

また、台風 19 号の影響により、令和元年度秋期情報処理技術者試験の実施に関して一部の大規模試験会場が被害により利用できなくなった際には、急遽代替会場の設置を検討・実施したり、代替運営要員を極めて短期間で調達したりするなど、役員のリーダーシップのもと組

織全体で危機対応にあたり、試験の中止を回避しました。ここで得られたノウハウを事例・教訓として蓄積し、事業継続の維持・改善を図る材料としていくところ です。

[機微な個人情報の漏えい]

各業務に関わる個人情報等の漏えいリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出を未然に防止するため、IPA 内で過去に発生した事案の情報共有を図り、原因の究明、再発防止策の検討をし、情報セキュリティ基本規程や関連ドキュメントの改正を適宜行い、これに基づき常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

[ハラスメント相談窓口の整備]

職場でハラスメント行為がなされると、職場環境が悪化して働きづらくなり、組織のパフォーマンスが低下し、その結果として事業目標の未達にもなりかねず、さらに法律に抵触するとなると、IPA は社会からの信頼を失うことになるので、重大なリスクとなります。そこで、職員がハラスメントに関する相談を早期に信頼できる相手にできるように、令和 2 年度からハラスメント相談窓口を外部に設置すべく、令和元年度に準備を行いました。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

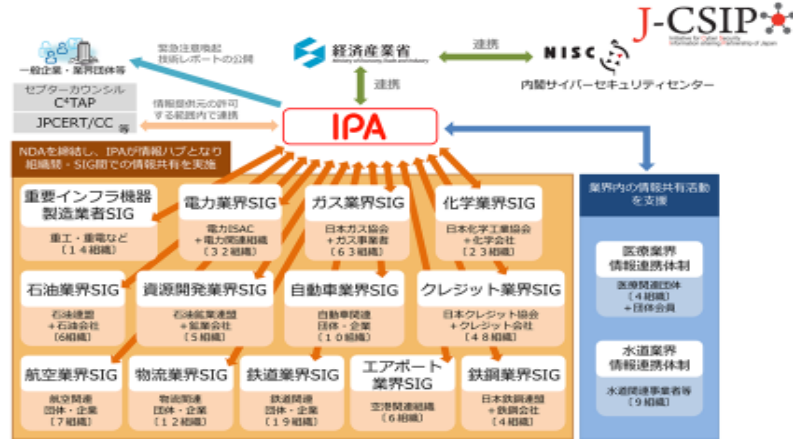
9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元年度の IPA の各業務についてのご理解とその評価に資するため、事業の柱ごとに主な事業の概要を示します。

(1)セキュリティ対策の強化に関する主な事業スキーム

重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策強化

サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）による情報共有：
 公的機関であるIPAを情報ハブ（集約点）の役割として、重要インフラ関連企業を中心とした参加組織間で情報共有を行い、高度なサイバー攻撃対策に繋げていく取り組み。



（業務実績評価のための定量的指標）
 令和元年度において、機構が提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を100社以上とする。

中小企業等のセキュリティ対策支援

ガイドライン等各種ツールの提供や、自社のセキュリティ対策に関する自己宣言を行うSECURITY ACTION制度の活用等による、中小企業等を対象にしたセキュリティ対策支援のための取り組み。

<取組み事例>



（業務実績評価のための定量的指標）
 ・令和元年度において、「SECURITY ACTION制度」を通じてセキュリティ対策取組段階のステップアップを行った中小企業数を500社以上とする。

重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化

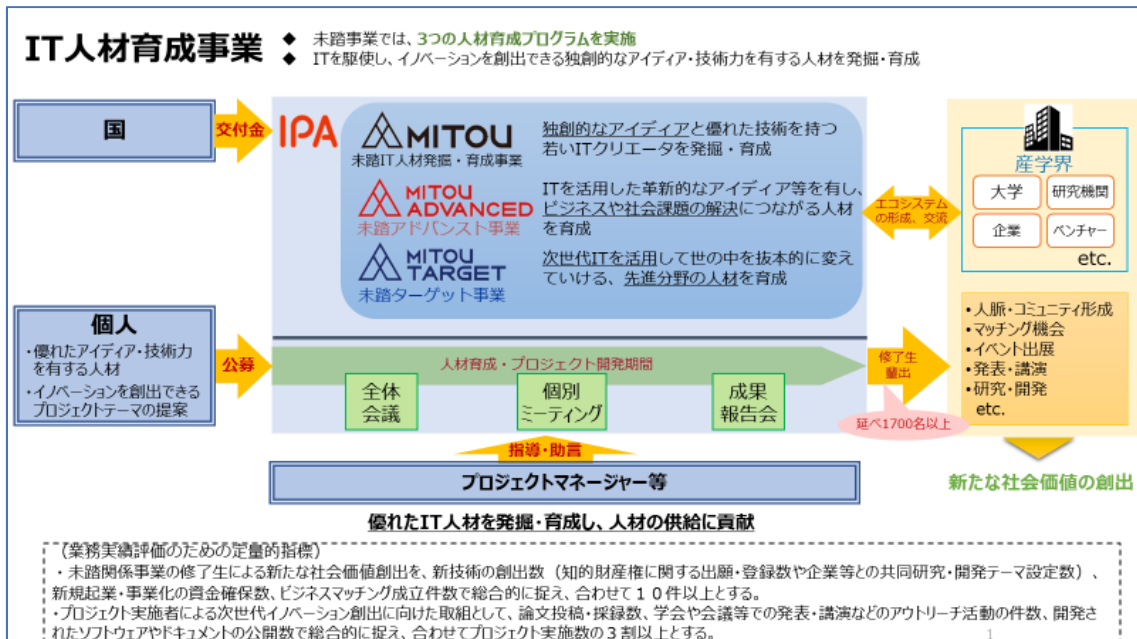
社会インフラ・産業基盤事業者において、自社システムのリスクを認識しつつ必要なセキュリティ対策を判断できる人材を育成するプログラム提供等を行う取り組み。

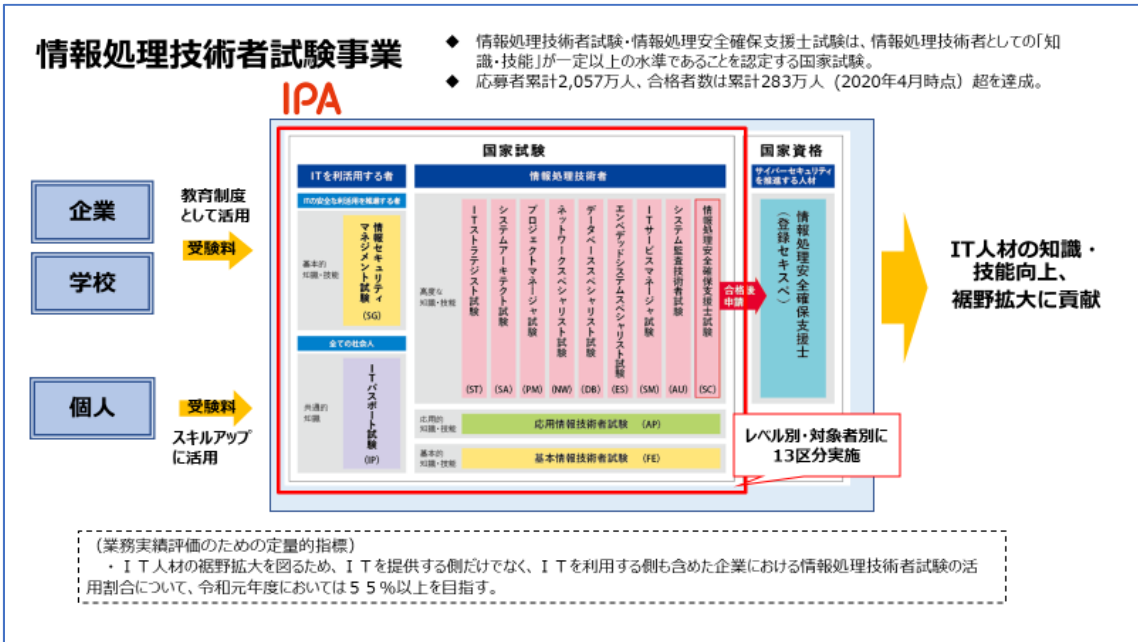


(業務実績評価のための定量的指標)

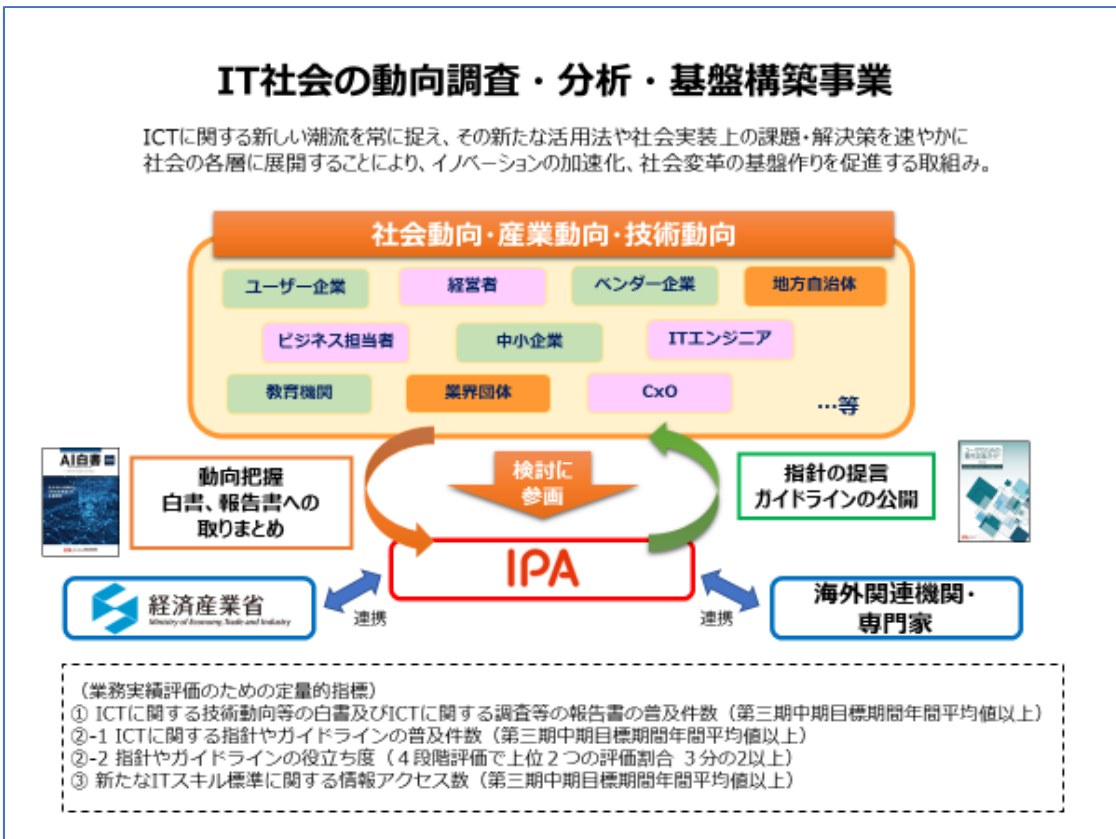
- ・産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの受講者数100名以上を確保する。
- ・人材育成プログラムの修了者により、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の具体的な取組が100件実施されることを目標とする

(2) IT人材育成に関する主な事業スキーム





(3) 情報発信機能の強化に関する主な事業スキーム



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

IPAは「頼れるIT社会」の実現をミッションとし、役職員一体となって業務を推進してまいりました。令和元年度は年度計画及び第四期中期計画に基づき、国民に対して提供するサービスとして、セキュリティ対策の強化、IT人材の発掘・育成、ICTに関する情報発信機能強化を3つの大きな柱として掲げ、それぞれの目標の達成に向け、業務運営を行ってまいりました。

各業務における取組結果(自己評価)と行政コストとの関係について次表に示します。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

令和元年度項目別評定総括表

項目	評価 (注2)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化	A	8,010百万円
<情報セキュリティ業務>		
(1)サイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有		
(2)重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化		
(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析		
(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供		
(5)国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施		
(6)暗号技術の調査・評価		
(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等		
2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化	A	4,660百万円
<IT人材育成業務>		(744百万円)
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供		
(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大		
<情報処理技術者試験業務>		(3,917百万円)
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供		
(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大		
3. ICTに関する新しい流れを常に捉え発信していく機能の強化	A	1,549百万円
<社会基盤業務>		
(1)ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信		
(2)ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発		

信			
(3)海外機関との連携の促進			
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
<法人共通業務>			
(1)機動的・効率的な組織及び業務の運営	B	1,458百万円	
(2)業務経費等の効率化			
(3)人件費管理の適正化			
(4)調達合理化			
(5)業務の電子化等による業務運営の効率化			
Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置			
<法人共通業務>			
(1)運営費交付金の適正化	B	(再掲) 1,458百万円	
(2)自己収入の拡大		(再掲) 3,917百万円	
<情報処理技術者試験業務>			
(3)試験勘定の採算性の確保		(再掲) 100百万円	
<地域事業出資業務>			
(4)地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)		0百万円	
<債務保証業務>			
(5)債務保証管理業務			
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項			
<法人共通業務>			
(1)人事に関する計画	A	(再掲) 1,458百万円	
(2)内部統制の充実・強化			
(3)機構における情報セキュリティの確保			
(4)戦略的広報の推進			

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2) 評価区分

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

過年度の総合評価

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価 (※)	A				

(※) 評価の説明

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(参考) 事業毎の評価

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1. 情報セキュリティ対策の強化	S				
2. IT 人材の発掘・育成・支援	A				
3. ICT に関する発信機能の強化	A				
II. 業務運営の効率化に関する事項					
業務運営の効率化	B				
III. 財務内容の改善に関する事項					
財務内容の改善	B				
IV. その他業務運営に関する重要事項					
その他の事項	B				

11. 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	6,527	6,527	
国庫補助金	841	523	実績額の減
受託収入	743	442	実績額の減
業務収入	5,344	5,986	
その他収入	10	43	雑収入の増
計	13,464	13,521	
支出			
業務経費	12,603	11,195	
受託経費	743	442	実績額の減
一般管理費	1,110	1,175	人件費の増
計	14,456	12,811	

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

注)令和元年度財務諸表は、経済産業大臣及び厚生労働大臣の承認後に下記 URL へ掲載いたします。

(URL は、ホームページ掲載時に修正します。)

① 貸借対照表

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=7>)

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	11,920	流動負債	4,564
現金・預金(*1)	5,817	運営費交付金債務	1,253
その他	6,103	未払金	1,520
固定資産	12,210	その他	1,791
有形固定資産	4,057	固定負債	5,191
投資その他の資産	5,243	引当金	728
その他	2,910	退職給付引当金	659
ソフトウェア	2,730	その他の引当金	69
その他	180	その他	4,464
		負債合計	9,755
		純資産の部(*2)	
		資本金	19,996
		政府出資金	19,996
		資本剰余金	△ 5,497
		繰越欠損金	△ 123
		その他	△ 1
		純資産合計	14,375
資産合計	24,130	負債純資産合計	24,130

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 行政コスト計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=8>)

(単位:百万円)

	金額
損益計算書上の費用	14,934
経常費用(*3)	14,235
臨時損失(*4)	520
その他調整額(*5)	179
その他行政コスト(*6)	738
行政コスト	15,672

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

③ 損益計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=9>)

(単位:百万円)

	金額
経常費用(*3)	14,235
業務費	13,020
人件費	2,792
減価償却費	1,896
その他	8,333
一般管理費	1,214
人件費	776
減価償却費	54
その他	384
財務費用等	0
経常収益	15,081
補助金等収益等	6,770
自己収入等	6,428
その他	1,884
臨時損失(*4)	520
臨時利益	502
その他調整額(*5)	179
前中期目標期間繰越積立金取崩額	513
当期総利益(*7)	1,163

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

④ 純資産変動計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=10>)

(単位:百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期期首残高	20,355	△ 4,759	△ 773	△ 0	14,823
当期変動額	△ 359	△ 738	650	△ 1	△ 449
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 359				△ 359
その他行政コスト(*6)		△ 738			△ 738
当期総利益(*7)			1,163		1,163
その他			△ 513	△ 1	△ 514
当期末残高(*2)	19,996	△ 5,497	△ 123	△ 1	14,375

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=11>)

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	743
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 414
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 366
資金減少額	△ 37
資金期首残高	5,853
資金期末残高(*8)	5,816

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

各計算書の詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
資金期末残高(*8)	5,816
定期預金	1
現金及び預金(*1)	5,817

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

※ 科目の後ろに付されている(*1)～(*8)は、各財務諸表間での対応する科目を示すものです。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和元年度末の資産合計額は、24,130 百万円(30 年度 25,062 百万円前年度比 96.3%)となっております。これは、今年度の減価償却等によりソフトウェアが 950 百万円減の 2,730 百万円となったことが主な要因であります。

負債合計額は 9,755 百万円(30 年度 10,239 百万円前年度比 95.3%)となっております。これは、運営費交付金及び補助金等により固定資産を 159 百万円取得しましたが、今年度の減価償却等により 1,595 百万円戻入益を計上しましたので、資産見返負債が 1,436 百万円減の 4,158 百万円となったことが主な要因であります。なお、未払金が 322 百万円増の 1,520 百万円、前受金が 243 百万円増の 1,319 百万円、独立行政法人会計基準の改訂による退職給付引当金が 425 百万円増の 659 百万円となっております。

純資産合計は 14,375 百万円(30 年度 14,823 百万円前年度比 97.0%)となっております。これは、地域事業出資業務勘定において、地域 SC の清算分配金等 359 百万円を国庫納付したことが主な要因であります。

② 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは 15,672 百万円となっております。

③ 損益計算書

令和元年度の経常費用 14,235 百万円(30 年度 13,293 百万円前年度比 107.1%)のうち IPA の主たる業務である情報セキュリティ業務費及びIT人材育成業務費並びに社会基盤業務費が、9,488 百万円(30 年度 8,872 百万円前年度比 106.9%)であり、全体の 66.7%を占めています。次に、情報処理技術者試験業務費で、3,532 百万円(30 年度 3,261 百万円前年度比 108.3%)(全体の 24.8%)。また、一般管理費は、1,214 百万円(30 年度 1,159 百万円前年度比 104.7%)(全体の 8.5%)となっております。

経常収益については、運営費交付金収益(業務達成基準)が 6,247 百万円(30 年度 5,563 百万円前年度比 112.3%)、情報処理技術者試験手数料収入等の業務収入が 3,939 百万円(30 年度 3,733 百万円前年度比 105.5%、うち試験手数料 3,134 百万円は業務収入の 48.8%(30 年度 3,054 百万円前年度比 102.6%))及び財務収益 7 百万円(30 年度 5 百万円前年度比 140.0%)、全体では、15,081 百万円(30 年度 13,873 百万円前年度比 108.7%)となり、その結果、経常利益 847 百万円(30 年度経常利益 581 百万円)となりました。

勘定別では、事業化勘定の経常利益 0 百万円、一般勘定の経常利益 602 百万円、試験勘定の経常利益 209 百万円及び地域事業出資業務勘定の経常利益 36 百万円となっております。

前期損益修正損等の合計 18 百万円(30 年度 16 百万円)の臨時損益があり、その結果、税引前当期純利益 829 百万円(30 年度利益 564 百万円)を計上しました。ここから法人住民税

71 百万円(30 年度 156 百万円)を差し引き、法人税等調整額 108 百万円を減算(30 年度 108 百万円を加算)し、前中期目標期間繰越積立金取崩額 513 百万円を加算し、令和元年度の当期総利益は 1,163 百万円(30 年度 1,058 百万円)となりました。

④ 純資産変動計算書

令和元年度末の純資産残高は、14,375 百万円となっております。これは当期において資本金 359 百万円減、資本剰余金 738 百万円減、利益剰余金 650 百万円増、評価・換算差額 1 百万円減となったことが主な要因であります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 743 百万円と、前年度比 865 百万円の支出減となっております。これは、前年度は国庫納付金の支出があったが、当年度はなかったことが主な要因であります。その他、本年度はその他の業務支出が増加及び運営費交付金収入が減少しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは△414 百万円と、前年度比 580 百万円の収入減となっております。これは、前年度は関係会社の清算による収入があったが、当年度はなかったことが主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは△366 百万円と、前年度比 132 百万円の支出減となっております。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が減少したことが主な要因であります。

14. 内部統制の運用に関する情報

IPA は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用(業務方法書第 30 条、34 条)>

役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和元年度においては 6 月に開催しました。

<監事監査・内部監査(業務方法書第 38 条、第 39 条)>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行いません。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっており、令和元年度は業務運営に対する監査を中心に、業務のリスク・必要性・効率性の観点及び前年度監査のフォローアップを含めて実施し、適切に行われていることを確認しています。

<入札及び契約に関する事項(業務方法書第 41 条)>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、令和元年度においては、契約監視委員会を 5 月、11 月に開催し調達実績について点検・見直しを行なっています。

<予算の適正な配分(業務方法書第 42 条)>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みのとして、各月役員会において予算執行状況の報告を行なうとともに、12 月の役員会において予算使用状況を踏まえた予算修正を行なっています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 45 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律公布
	10 月	情報処理振興事業協会設立
昭和 60 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正 (プログラム作成効率化業務、融資事業の追加。) (題名を「情報処理の促進に関する法律」に改正。昭和 61 年 4 月施行。)
昭和 61 年	5 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (特定プログラム開発等の業務用資金についての出資受入に関する規定を整備。)
平成元年	6 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法公布
	8 月	地域ソフトウェア供給力開発支援事業を開始
平成 8 年	10 月	長野支所、神奈川支所を設置
平成 10 年	12 月	新事業創出促進法公布
平成 11 年	2 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法廃止
平成 14 年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(平成 14 年 12 月 11 日法律第 144 号) (情報処理振興事業協会の解散、独立行政法人情報処理推進機構の設立、 情報処理技術者試験の実施に関する事務)
平成 15 年	12 月	神奈川支所閉所
平成 16 年	1 月	独立行政法人情報処理推進機構設立
	3 月	地域ソフトウェア教材開発承継勘定の廃止
	4 月	同勘定の残余財産国庫納付(761 百万円)減資 1,750 百万円
	10 月	ソフトウェア・エンジニアリング・センター発足
平成 17 年	4 月	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行(新事業創出促進法廃止)
	5 月	情報処理技術者試験の構造改革特別区域における特例措置の開始
	8 月	長野支所閉所
	9 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の創設)
平成 19 年	10 月	IT 人材育成本部を設置
	12 月	四国、沖縄支部を廃止 情報処理技術者試験の区分等を定める省令及び情報処理技術者試験規則の改正

		(平成 21 年度春期試験から試験制度を抜本的に改正)
平成 20 年	1 月	特定プログラム開発承継勘定の廃止減資 48,150 百万円
	3 月	第一期中期目標期間終了 一般債務保証の廃止(新規引受の終了)
	4 月	第二期中期目標期間開始
	7 月	第一期中期目標期間の積立金 429 百万円国庫納付
	9 月	特定プログラム開発承継勘定残余財産国庫納付(10,479 百万円)
	11 月	産学連携推進センター発足
平成 21 年	4 月	情報処理技術者試験新試験制度へ移行(IT パスポート試験開始)
	6 月	中国支部を廃止
平成 22 年	3 月	新技術債務保証の廃止(新規引受の終了)
	10 月	ソフトウェア開発事業部を廃止
	12 月	北海道、東北、九州支部を廃止
平成 23 年	3 月	信用基金等国庫納付(10,415 百万円)民間出資金払戻(590 百万円 85 法人)同額を減資 残余財産分配金財政投融资特別会計と労働保険特別会計に納付 568 百万円つつ 1,136 百万円を減資
	4 月	信用基金民間出資金払戻(135 百万円 41 法人)同額を減資
	7 月	技術本部を設置
	11 月	CBT 方式による IT パスポート試験開始
	12 月	関東、中部、近畿支部を廃止
平成 24 年	3 月	不要財産の国庫納付(4,000 百万円)同額を減資
平成 25 年	3 月	第二期中期目標期間終了
	4 月	第三期中期目標期間開始
平成 25 年	6 月	組織改編 ソフトウェア・エンジニアリング・センターをソフトウェア高信頼化センターへ 産学連携推進センターをイノベーション人材センターへ IT スキル標準センターを HRD イニシアティブセンターへそれぞれ改編
	7 月	第二期中期目標期間の積立金 1,833 百万円(一般勘定)、23 百万円(試験勘定)国庫納付
平成 27 年	10 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (情報セキュリティマネジメント試験の創設)
	12 月	情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正 (情報処理技術者試験の受験手数料の改正)
平成 28 年	4 月	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正 (情報処理安全確保支援士制度の創設)
平成 29 年	4 月	産業サイバーセキュリティセンター発足
平成 30 年	3 月	第三期中期目標期間終了
	4 月	第四期中期目標期間開始
	7 月	組織改編 ソフトウェア高信頼化センターと国際標準推進センターと HRD イニシアティブセンター の一部を統合し、社会基盤センターへ イノベーション人材センターと情報処理技術者試験センターと HRD イニシアティブセン ターの一部を統合し、人材育成センターへ、それぞれ改編
令和元年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (DX の推進・デジタル経営に係る認定事務、アーキテクチャ設計、クラウドサービスの 安全評価の実施、情報処理安全確保支援士の登録に更新手続き等の導入)

(2) 設立に係る根拠法

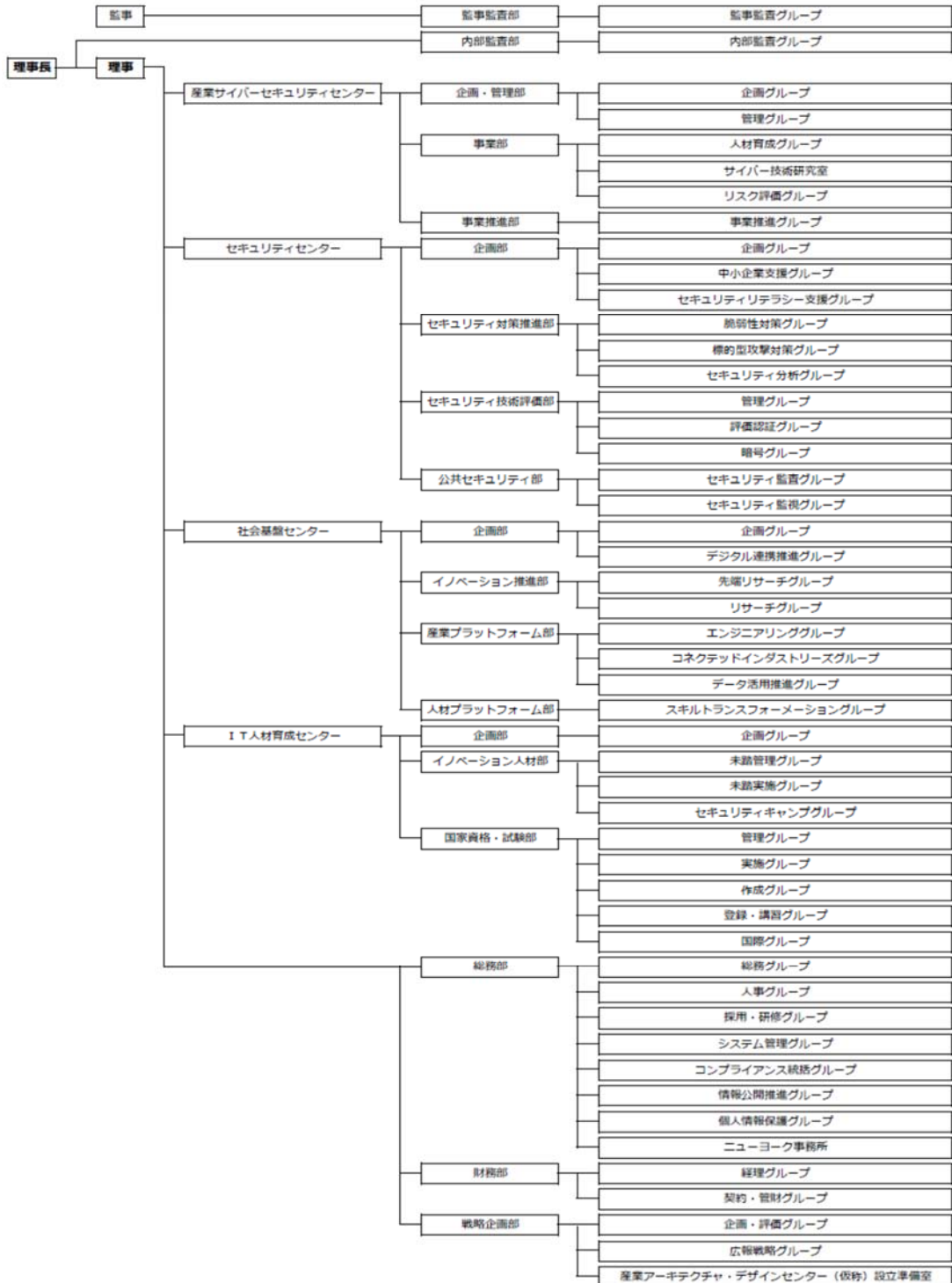
情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年 5 月 22 日 法律第 90 号)

(3)主務大臣

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局総務課)

2. (2)業務内容 中小企業等経営強化法第70条第1項各号に掲げる業務については、経済産業大臣及び厚生労働大臣(厚生労働省企業内人材開発支援室)

(4)組織図(令和2年3月末時点)



(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

本部: 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

(単位: 百万円)

出 資 先 (関 連 会 社)	前期末残高			当期増減額		当期末残高		
	株式数	取得価額	連結 貸借対照表 計上額	株式数	金額	株式数	取得価額	連結 貸借対照表 計上額
	株	百万円	百万円	株	百万円	株	百万円	百万円
(特定関連会社)								
(株)石川県IT総合人材育成センター	8,000	400	-	-	-	8,000	400	-
(関連会社)								
(株)北海道ソフトウェア技術開発機構	8,000	400	266	-	-	8,000	400	268
(株)ソフトアカデミーあおもり	8,000	400	783	-	-	8,000	400	844
(株)岩手ソフトウェアセンター	8,000	400	432	-	-	8,000	400	435
(株)システムソリューションセンターとちぎ	8,000	400	33	-	-	8,000	400	34
(株)広島ソフトウェアセンター	8,000	400	313	-	-	8,000	400	320
(株)福岡ソフトウェアセンター	8,000	400	405	-	-	8,000	400	409
熊本ソフトウェア(株)	8,000	400	250	-	-	8,000	400	252
(株)宮崎県ソフトウェアセンター	8,000	400	349	-	-	8,000	400	368
合 計		3,600	2,831	-	-		3,600	2,931

注) 単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

詳細については、附属明細書をご覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位: 百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	26,964	34,456	30,518	25,062	24,130
負債	12,132	19,841	13,142	10,239	9,755
純資産	14,832	14,615	17,377	14,823	14,375
行政コスト	-	-	-	-	15,672
経常費用	7,227	9,050	13,416	13,293	14,235
経常収益	6,930	9,422	16,947	13,873	15,081
当期総利益	△ 524	361	3,378	1,058	1,163
利益剰余金(又は繰越欠損金)	△ 3,242	△ 2,881	498	△ 773	△ 123
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,900	3,006	△ 4,163	△ 122	743
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,770	3,739	1,846	166	△ 414
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18	△ 15	△ 15	△ 497	△ 366
資金期末残高	1,908	8,638	6,306	5,853	5,816

注1) 平成29年度第三期中期目標期間終了 平成30年度第四期中期目標期間開始 令和4年度まで5カ年

(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(令和2年4月1日策定)

予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	13,147
国庫補助金	1,150
受託収入	32
業務収入	7,780
その他収入	10
計	22,118
支 出	
業務経費	21,783
受託経費	32
一般管理費	1,368
計	23,184

[人件費の見積り]

令和2年度には3,011百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	16,450
業務費用	13,627
受託経費	32
一般管理費	1,268
減価償却費	1,523
収益の部	
経常収益	17,940

運営費交付金収益	7,780
補助金収益	1,150
受託収入	32
業務収入	7,780
その他収入	22
資産見返負債戻入	1,172
財務収益	4
純利益(△純損失)	1,490
前中期目標期間繰越積立金取崩額	277
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	1,767

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	27,828
業務活動による支出	14,927
投資活動による支出	8,257
翌年度への繰越	4,645
資金収入	27,828
業務活動による収入	22,118
運営費交付金による収入	13,147
国庫補助金による収入	1,150
受託収入	32
業務収入	7,780
その他収入	10
投資活動による収入	200
当年度期首資金残高	5,510

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

詳細は、年度計画をご覧ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金等：現金、預金及び償還日が翌年度のその他有価証券など

有形固定資産：建物、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

投資有価証券：その他有価証券のうち償還日が翌々年度以降であるものや関係会社株式

その他(固定資産)：有形固定資産、投資有価証券以外の長期資産で、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当

未払金：次年度以降に支出する債務残高

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国等から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算上の費用：独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト：行政コストに含まれるものであって、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：利息の支払や、債券の発行に要する経費

補助金等収益等：国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等:手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益 :固定資産の売却損益、関係会社評価損益等が該当

その他調整額:法人税、住民税及び事業税の支払、法人税等調整額が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高:貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー:増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページや SNS (Facebook、Twitter) 媒体を通じて、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

ホームページ

<https://www.ipa.go.jp/>



Facebook

<https://www.facebook.com/ipajrpj/>

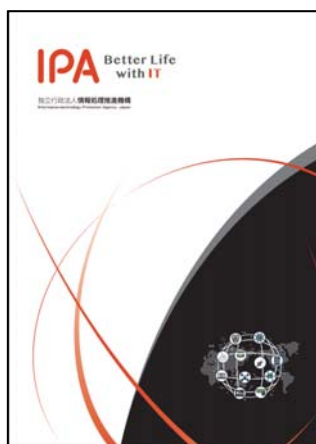


Twitter

<https://twitter.com/ipajp>



◆事業案内



◆IPA News




◆白書・出版物・報告書




◆映像



◆各種相談窓口・情報提供

IPA 情報セキュリティ
安心相談窓口
 マルウェアと不正アクセス
 [詳しくはこちら ▶](#)

IPA 標的型サイバー攻撃
特別相談窓口
 サイバーレスキュー隊 J-CRAT
 [詳しくはこちら ▶](#)

未踏関連情報データベース
未踏iPedia
 情報セキュリティを学ぶ5日間
セキュリティ・キャンプ
 全国大会2019
 全国大会修了生の次のステップ
セキュリティ・ネクストキャンプ2019

ITパスポート試験
 ITを活用する
 すべての社会人の方へ
 受験申込みなど詳しくはこちら

情報セキュリティ
 マネジメント試験
 組織の情報セキュリティ対策の
 第一歩として
 [詳しくはこちら ▶](#)

国家資格
 情報処理安全確保
 支援士
 詳細はこちら ▶


 攻めのIT経営中小企業百選

自社で考えよう！
DXの今とこれから

 DX 推進指標 自己診断結果入力サイト

ユーザのための
要件定義ガイド **販売中**
 第2版

 2019年12月発売!

サイバーセキュリティ
 関係法令Q&Aハンドブック

「サイバーセキュリティ経営」の時代、
 あなたは説明できますか？

 産業サイバーセキュリティセンター
 特設サイトへ ▶

(3) 監 查 報 告

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の令和元事業年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務の運営、事業報告書、財務諸表及び決算報告書並びに連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定等

令和元年度の監査計画及び独立行政法人情報処理推進機構監事及び監事監査に関する規程に基づき、理事長、理事、内部監査部、総務部、戦略企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。その際、特に産業サイバーセキュリティセンター業務及び情報処理安全確保支援士の制度運用の遂行状況、内部統制システムの整備及び運用の状況、各センターにおける業務上のリスク把握状況等を重点監査項目とした。

2. 職務の執行状況調査

役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構の業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

3. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

4. 子法人の業務及び財産の状況の調査

子法人である株式会社石川県IT総合人材育成センターに赴き、子法人の役員等より前年度の業務及び決算等の状況並びに本年度の事業計画を聴取し、内容の確認をするとともに、意思疎通及び情報の交換を行った。また、必要に応じて子法人から事業進捗について報告を受けた。

5. 会計監査人の適正性等の調査

令和元事業年度に係る財務諸表等及び事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、関係諸法令及び機構業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第4期中期計画及び令和元年度年度計画に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、年度計画に定める評価指標は全ての業務について達成されたものと認める。

令和元年度においては、特に次のように業務が実施されていることを確認した。

- ① セキュリティの観点から企業などの経営層と現場担当者を繋ぐ人材（中核人材）を対象とした「中核人材育成プログラム」の受講者による企業や産業における企画・提案等の取組みの実施数は、令和元年度実績368件（達成度368%）であり、組織内のセキュリティに関する人材育成や啓発活動に貢献している。
また、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数は、令和元年度実績175社（達成度175%）であり、サイバー攻撃の早期発見・被害低減に貢献した。
- ② ICTに関する技術動向等の白書及びICTに関する調査等の報告書の普及件数は、令和元年度実績401,360件（達成度251%）であり、Society5.0の実現に向け、これを支えるAI、ブロックチェーン等の最新動向やDX推進のための人材・組織の在り方など、時機を捉えた情報をタイムリーに発信している。
また、ICTに関する指針やガイドラインの普及件数は、令和元年度実績1,134,669件（達成度260%）であり、デジタル時代への対応に有効な手法とされるアジャイル開発関連や今後より重要となってくるユーザ・ベンダ間の新たな関係構築に向け、ユーザ主体の要件定義を支援するガイドやシステム構築に関するモデル契約書などを策定、発信している。
- ③ 「情報処理安全確保支援士」による情報セキュリティに関連する業務遂行割合は、令和元年度実績72.4%（達成度161%）であり、試験や講習で取得した知識・スキルが業務遂行に発揮されている。
また、未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数は、令和元年度実績15件（達成度150%）であり、新たな社会価値創出を支援している。
- ④ 業務運営に関する重要事項（広報関係）について、世の中の話題に合わせた投稿をTwitterの発信に追加すること等により、機構の情報を継続的に受け取る登録者数は、令和元年度実績26,021人（達成度217%）となった。
- ⑤ その他、業務運営に関する重要事項（人事関係）について、機構における職員の中長期的な育成を図るために、研修実施計画を継続的に見直し、階層別研修や目的別・テーマ別研修の更なる充実化を図り、ITの専門機関として必要な人材の確保・育成に注力している。
また、職員全体のスキルの底上げを図ることを目的として、各研修とも複数の開催日を設けるとともに、いつでも受講できるオンライン研修を取り入れるなどの工夫を行い研修等の受講者数が増加している。

- ⑥ なお、政府が掲げるDX推進の政策実施機関として、機構自身がDX推進指標の自己診断を実施するとともに、自らの現状や課題と目標を議論し、自身のDX (=変革) を通じて職員の働き方や国民向けサービス向上に向けて大きく飛躍する機会ととらえ、DX推進に向けた体制の在り方等の検討に着手している。

また、機構内DX活動の先駆けとして、新型コロナ対策としてテレワーク実施に向けWeb会議ガイドを機構内に発行し、各職場の知見を追加していくアジャイル的アプローチで在宅勤務のコミュニケーション手段を確立している。

2. 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する必要な組織と規程等の基本的な枠組みは概ね整いつつある。特に令和元年度はリスク管理フレームワークの実効性強化に向けた取り組みが評価される。今後とも理事長のリーダーシップの下、情報漏えい、業務の可視化、リスクのモニタリング、ハラスメント及びインシデントを課題として認識し、これらのリスクの早期段階での収集、分析、対応の仕組みの見直し及び強化について更なる整備に努めることが肝要である。

なお、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 機構の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、機構の財政状態、運営状況、行政コスト及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 財務諸表等に係る会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

令和元年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革推進本部等からの要請（給与水準の適正化、機構の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

(1) 給与水準の状況について

国家公務員との比較では、令和元年度の対国家公務員ラスパイレス指数は112.5である。

ラスパイレス指数が国家公務員よりも高い理由として、機構職員の勤務地が全て1級地（東京都特別区）であること、また機構職員の資質として高度な情報処理技術に関する専門性が求められるため、比較的学歴が高い者が職員構成の多くを占めていることが挙げられる。

しかし、地域・学歴を勘案した場合、対国家公務員ラスパイレス指数は95.6（令和元年度、総務省集計結果）となっており、職員の勤務地域、学歴を勘案した場合、機構職員の給与水準は国家公務員よりも低く適切なものと認める。

職員の給与は、機構ウェブサイトにおいて、総務大臣が定める様式により公開するとともに、対国家公務員ラスパイレス指数についても説明されており、適切に開示されているものと認める。

(2) 理事長の報酬水準について

理事長の月例支給額は役員報酬規程に定められており、月例支給額以外の業績給は主務大臣における評価結果に適切に対応している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、理事長の報酬は国家公務員指定職俸給表6号俸（外局長官クラス）相当であり、理事長の役割、職責の重要度や求められる能力等に鑑みると報酬水準は妥当なものとする。

理事長及び他の役員の報酬については、機構ウェブサイトにおいて、総務大臣が定める様式により公開しており、適切に開示されているものと認める。

(3) 契約の適正化について

機構では、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）の要請を受け「令和元年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画」を策定し調達等合理化の取組を推進している。

この取組について、外部委員3名、監事2名の5名で構成される契約監視委員会を令和元年5月31日、令和元年11月22日及び令和2年6月15日に開催し、競争性確保の観点から、随意契約の状況、一者応札・一者応募の状況を中心に点検を実施し、適切な状況であることを確認した。

機構においては、契約監視委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、また、調達等合理化計画に基づき、役員等の契約の適正化に対する高い課題認識の下、随意契約や一者応札・一者応募の低減に向けた取組を推進し、契約の更なる適正化を図っていることを認める。

(4) 保有資産の見直しについて

該当保有資産なし。

(5) 機構の情報開示について

機構に関する情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易するため、機構のウェブサイトに、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、②独立行政法人通則法に基づく公表事項、③その他法令、ガイドラン等に基づく公表事項に区分し、必要となる情報を適時適切に開示していることを認める。

(6) 公益法人等への会費支出について

行政改革実行本部通達（平成24年3月23日付け）にて平成24年度より、公益法人等に対する会費の見直し、四半期毎の公表、及び監事による精査が義務づけられたことから、令和元年度は、1つの公益法人等に対して会費支出を行っているが、従前より真に必要なものに限定されており、必然性も明確であることを認める。なお、当該会費は公表対象（年10万円未満のものを除く。）であり、四半期ごとに支出先、名目・趣旨金額等の事項を機構のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

令和2年7月14日

独立行政法人情報処理推進機構

監 事 竹田 進亮 ㊟

監事（非常勤） 宮地 充子 ㊟

(4) 會計監查報告

独立監査人の監査報告書

令和2年7月13日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 富田 達夫 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠田 友彦 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第17期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人情報処理推進機構の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第17期事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人情報処理推進機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和2年7月13日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 富田 達夫 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠田 友彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第17期事業年度の地域事業出資業務勘定に係る勘定別連結財務諸表、すなわち、勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位連結財務諸表、すなわち、法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の地域事業出資業務勘定及び法人単位の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人情報処理推進機構及び特定関連会社の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人及び特定関連会社から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、連結財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、連結財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

連結財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が連結財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

独立行政法人及び特定関連会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上